

議案第74号

葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、区立幼稚園の保育料を無償化するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和43年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（支給認定教育・保育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立幼稚園における支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。

第4条を第3条とする。

第5条の見出しを「（緊急等教育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立幼稚園における法第28条第1項第1号に掲げる場合に行う特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、0円とする。

第5条を第4条とする。

第6条の見出しを「（特別利用教育に係る保育料等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区立幼稚園における特別利用教育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料は、

0円とする。

第6条を第5条とする。

第7条から第9条までを削る。

付則第2項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

付則第3項中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた改正前の第3条の規定による徴収、改正前の第7条の規定による減額又は免除及び改正前の第8条の規定による還付については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 改正後の第3条第2項、第4条第2項及び第5条第2項の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。